



りそな銀行アジアニュース

平成24年4月23日
りそな銀行 法人ソリューション営業部 国際業務室

【バンコック駐在員事務所】

「パトゥムタニ県・アユタヤ県への特別優遇措置について」

タイ投資促進委員会(BOI)は4月5日、2011年の大洪水により直接被害を受けたタイ中部アユタヤ県とパトゥムタニ県の各工業団地・工業区への特別優遇措置を発表しました。新規投資及び既存事業の拡張投資を対象とし、2012年12月末日まで申請を受け付けます。詳細は以下の通りです。

特別優遇措置	パトゥムタニ県にある工業団地・工業区** (投資第1区)		アユタヤ県にある工業団地・工業区*** (投資第2区)	
	従前	新規	従前	新規
1. 法人所得税	3年間、投資額*の100%まで免除。	8年間、投資額の150%まで免除。	7年間、投資額の100%まで免除。	8年間、投資額の150%まで免除。 その後、3年間は法人所得税額の50%を減税。
2. 機械輸入関税	輸入関税率が10%以上の機械について50%減税。	新しい機械または製造から10年以内の中古機械の輸入関税を免除。	新しい機械または製造から10年以内の中古機械の輸入関税を免除。****	同左

* BOI が定義する投資額とは事業総投資額から土地代、運転資金、海外に支払う技術料を差し引いた金額を指し、リース契約、レンタル契約による機械については契約額が投資額として適用されます。又、事業開始前の会社設立費用についても投資額に含むことが可能です。(BOI 申請時に記入する金額が適用されます)

** 対象はナワナコン工業団地、バンガディ工業団地。

*** 対象はサハラタナナコン工業団地、ハイテック工業団地、バンパイン工業団地、ロジャナ工業団地。

ファクトリーランド工業団地は工業団地自体が投資促進権を受けていない為対象外となっています。

**** 工業団地・工業区域外においては輸入関税率が10%以上の機械について50%減免。

【出所:タイ投資促進委員会(BOI)HP】

照会先:法人ソリューション営業部 国際業務室(東京) 電話 03-6704-2723
(大阪) 電話 06-6268-6357

当資料は、信頼できると思われる情報に基づいて作成しておりますが、弊行がその正確性、確実性を保証するものではありません。ここに記載された内容は事前の連絡なしに変更されることもあります。当資料は情報提供のみを目的としており、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、お客様御自身でご判断下さいますようお願い致します。

* 禁無断転載